

高浜町災害廃棄物処理計画【概要版】

令和6年 3 月

1 計画作成の目的

高浜町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応について、その方策を示すとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

2 計画の位置付け

環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合を図り策定しました。

3 対象とする災害廃棄物の種類

- 地震や水害等の災害によって発生する廃棄物
- 生活ごみや避難所ごみ
- 仮設トイレ等からの汲取りし尿

4 災害廃棄物処理の基本方針

- ①再資源化の推進
- ②衛生的な環境の確保
- ③3年以内の処理
- ④広域化体制の構築
- ⑤県への事務委託

5 災害廃棄物の処理主体

本町が主体となって処理を行うことを基本とします。

なお、災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本町のみで処理することが困難な場合は、民間事業者や福井県及び他市町等へ支援を要請します。

また、被災が甚大な場合は、福井県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行います。

6 災害廃棄物処理に係る業務内容

（１）平常時

- ①組織体制、連絡体制の構築
- ②一般廃棄物処理施設などの耐震化など
- ③仮設トイレの備蓄・避難所ごみの収集
- ④災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定
- ⑤有害廃棄物などの処理方法などの検討
- ⑥職員への教育訓練

（２）応急対応時

- ①組織体制・連絡体制の構築
- ②情報収集・連絡体制の確保
- ③避難所ごみ・生活ごみの収集・仮設トイレのくみ取り
- ④収集運搬体制の整備
- ⑤処理スケジュールの作成
- ⑥処理フローの作成
- ⑦災害廃棄物処理実行計画
- ⑧仮置場の設置
- ⑨被災家屋の解体撤去
- ⑩分別・処理・再資源化
- ⑪その他

（３）復旧・復興時

- ①組織体制の見直し
- ②平常体制への移行
- ③災害廃棄物の処理見込み量の推計
- ④収集体制の見直し
- ⑤処理スケジュール・処理フローの見直し
- ⑥災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ⑦仮置場の運用の見直し及び返却
- ⑧仮設焼却施設など
- ⑨被災家屋の解体撤去
- ⑩分別・処理・再資源化
- ⑪その他

7 協力・支援体制

被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、本町のみでの対応ができないことも想定されるため、協力・支援体制を整備します。

8 災害廃棄物処理業務

地域防災計画において推計した被災状況に基づき、発生量の推計を行いました。発災時は、被災状況を踏まえた災害廃棄物発生量を把握し、具体的な実行計画に反映しました。

【発生量の予測】

災 害	推計災害廃棄物量（t）	想定規模
震 災	災害廃棄物 約 2,500t 津波堆積物 約 72,500t	マグニチュード 7.2 津波浸水面積 最大 201ha

【地域ごとの災害廃棄物の発生量】

項 目	推計災害廃棄物量（t）
高 浜 地 域	35,113
和 田 地 域	19,825
青 郷 地 域	7,536
内 浦 地 域	12,480
高 浜 町 合 計	74,954

【災害廃棄物の種類別発生量】

項 目	推計災害廃棄物量（t）
可 燃 物	426
不 燃 物	426
コンクリートがら	1,234
金 属 く ず	156
柱 角 材	127
粗 大 ご み	105
津 波 堆 積 物	72,480
合 計	74,954

9 仮置場

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は仮置場を設置します。

【仮置場種類】

分類	役割・特徴
一時仮置場	<p>個人の生活環境・空間の確保・復旧などのため、被災家屋などから災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災後数日以内に設置。 設置期間は、住民の片付けが終わるまでとし、数ヶ月を目途とする。
一次集積所	<p>処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場などにある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災後数週間以内に設置。 大型ダンプがアクセスできる道路が必要。 設置期間は、災害廃棄物など処理が完了するまでとする。
二次集積所	<p>一時集積所での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災後数ヶ月以内に設置 大型ダンプがアクセスできる道路が必要。 設置期間、中間処理が完了するまでとする。

【各地の一次集積所の必要面積】

地 域	一次集積所面積 (㎡)
高浜地域	7,822
和田地域	4,498
青郷地域	1,696
内浦地域	2,723
合 計	16,739

10 水害廃棄物処理に関する留意事項

水害発生時には、震災発生時とは別に特有の廃棄物が発生します。処理にあたっては、季節によって課題が異なることに留意し、夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエなどの害虫が発生すると生活環境が悪化するため、専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行います。